

死亡による逸失利益 (前号のつづき)

3、生活費控除

事故に遭うことなく天寿をまっとうした場合に得ていたであろう利益が逸失利益として損害とされることは前述しました。そのかわり、生存中に消費されるであろう費用、特に生活費が控除されなければ衡平(公平)を欠くことになります。そこで、損害を算定するには、基礎収入から生活費を控除します。もっとも、幼年者の場合、これからかかる学資を費用(経費)として逸失利益から控除すべきだとの意見もありますが、裁判例はこれ(学資)を控除しないとするのが通例です。

さて、生活費の控除ですが、概ね次の基準がとられています。

一家の支柱	30~40%
女子(女兒・主婦を含む)	30~40%
男子単身者	50%

各論

①一家の支柱の場合、具体的事案に照らしてと思われませんが、上記の範囲内ではらつきがあることはあります。しかし、相対的には30%とするのが多いようです。

②幼児・年少者について、一律に50%控除とされていましたが、賃金センサスによる男女格差を考慮して、女兒の場合の控除の割合を30~40%程度と男児より低くする傾向が見られるようになりました。

③男子単身者でも、具体的事案によっては50%を下まわる控除としたものがあります(16歳の調理師につき近く一家の中心的存在になることが予測されたとした例、18歳医大生につき40%控除をした例など)。

④その他、具体的な背景に基づいた生活費控除がなされた例もあります。

4、就労可能年数

就労可能年数とは、事故で死亡しなければ何歳まで働くことができたかということです。原則として満67歳まで。高齢者の場合は、簡易生命表の平均余余年数の2分の1の年数と満67歳までの年数の長い期間を就労可能年数とします。

各論

①具体的なケースにより就労可能年数(年限)に増減・長短があるのは当然です。

②父親の会社の経営を継ぐことになっていた34歳男(副社長)につき、満72歳まで。

③会社代表者就任予定の47歳男(一級建築士)につき、事故前の年収を基礎収入として、67歳までは100%、以後72歳までは70%の収入とした例。

④54歳女、箏の師範につき、70まで。

⑤82歳女、農業従事者につき、3年間。

給与と所得者で、勤務先に満60歳を定年とする就業規則がある場合でも、満67歳までは就労可能とする考え方が有力です。ただし、定年後は減収を免れないという社会通念に基づくものと思われませんが、定年後の収入を60~70%程度としたり、例えば段階的に、~55歳・56~59歳・60~64歳・65~67歳(それぞれ100%、70%、60%、50%)とした例などです。

定年後の収入(基礎収入)の考え方についても、定年退職時の給与の何%としたり、定年までは勤務先の給与規定により定年後は平均賃金によるなど、裁判官の苦勞と工夫のあとを読み取ることができます。

幼児など未就労者については、一律18~67歳を就労可能年数とします。18歳からということは高卒を推定しており、基礎収入は高卒の平均賃金になります。また、家庭環境や両親・周囲の学歴などからして大学卒が確実と思われる者については、大学卒の22歳から67歳までとされ、基礎収入は大学卒の平均賃金によります。なお、親が医者や弁護士であるから、将来医者・弁護士になる見込み(蓋然性=可能性)が高いと主張しても(医者・弁護士の平均収入を主張。なお、弁護士の収入はあまり多くない)、先の長い幼児の場合に、そこまで認められることはまずありません。私大医学部在学中の学生の死亡事故について、その大学も医師国家試験合格率と当該学生の成績から、医師の国家試験の合格の可能性を否定した例を聞いたことがあります。